

経営強化計画の履行状況報告書

平成21年6月

 株式会社 南日本銀行

< 目 次 >

1. 平成21年3月期決算の概要	1
(1) 経営環境	1
(2) 決算の概要（単体ベース）	1
2. 経営改善にかかる数値目標の実績	3
(1) コア業務純益	3
(2) 業務粗利益経費率	3
3. 経営の改善の目標を達成するための方策の進捗状況	4
(1) 経営の効率化	4
① 収益力の強化	4
② ローコスト体制の構築	6
③ 経営資源の再配置	8
(2) 資産の健全化	9
① 不良資産改善への方策	9
② 早期オフバランス化への方策	10
4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する 事項の進捗状況	11
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	11
(2) リスク管理の体制の強化のための方策	11
(3) 法令遵守の体制の強化のための方策	12
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	12
(5) 情報開示の充実のための方策	12
5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を 行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	14
(1) 中小規模事業者に対する信用供与の残高の総資産に占める割合	14
(2) 信用供与円滑化のための方策の進捗状況	14
(3) その他主として業務を行っている地域における経済活性化に資する方策	15
6. 剰余金の処分の方針	17
配当、役員に対する報酬及び賞与についての方針	17
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	18
(1) 経営強化計画の適切な運営管理に向けた活動	18
(2) 経営の透明性確保	18
(3) 内部監査態勢の強化	18
(4) リスク管理態勢の強化	18

1. 平成21年3月期決算の概要

(1) 経営環境

平成20年度の国内経済は、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念等から景況感が急速に悪化し、なかでも輸出依存度の高い産業を中心とした大幅な減産に伴い企業収益が悪化傾向を強める等、景気の先行きに対する不透明感が増大しました。

金融面では、このような世界的な金融の混乱や景気悪化に対応するため、日本銀行による政策金利引下げ等の金融政策が打ち出される一方で、大幅な株価下落や急激な円高が進行しました。

鹿児島県の地域経済においては、昨年放映された大河ドラマ「篤姫」による効果もあって観光関連は堅調に推移したものの、個人消費や生産活動は低調に推移し、投資関連においても住宅着工、公共工事ともに大幅に減少する等、県内景気は全体として停滞感が強まりました。

このような経営環境のもと、当行は「地元鹿児島県の経済活性化への貢献」を果たしていくために、「経営強化計画」に掲げた各種施策に取り組んでまいりました。

(2) 決算の概要（単体ベース）

①資産・負債の状況

平成21年3月末の貸出金は、中小企業等向け貸出や住宅ローン販売が引き続き堅調に推移したことから、前年比11,704百万円増加し、491,114百万円となりました。有価証券は、大幅な減損処理を実施したことから、前年比18,297百万円減少し、67,500百万円となりました。

一方、預金は、法人預金が減少したこと等から、前年比19,948百万円減少し、595,317百万円となりました。

純資産は、大幅な赤字を計上したものの、金融機能強化法に基づく150億円の第三者割当増資を行ったことから、前年比277百万円増加しました。

[資産・負債の推移（表1）]（単体）

（単位：百万円）

	21年3月末			20年9月末 実績	20年3月末 実績
	実績	20年9月末比	20年3月末比		
資産	639,741	△10,606	△19,684	650,347	659,425
うち貸出金	491,114	5,049	11,704	486,065	479,410
うち有価証券	67,500	△27,506	△18,297	95,006	85,797
負債	611,723	△15,242	△19,960	626,965	631,683
うち預金	595,317	△14,519	△19,948	609,836	614,265
うち社債・借入金	3,001	△4	△4	3,005	3,005
純資産	28,018	4,636	277	23,382	27,741

②損益の状況

資金利益は、粗利鞘の伸び悩み等による預貸収支の悪化に加えて、有価証券利息配当金の減少等によって前年比454百万円減少し、13,411百万円となりました。

役員取引等利益は、投資信託の販売が低調であったこと等により、前年比102百万円減少し、240百万円となりました。

また、平成21年3月期において株式並びに国債等債券の保守的な減損処理を合計で19,399百万円実施しましたが、国債等債券に係る9,288百万円を除くコア業務粗利益は、前年比568百万円減少の13,655百万円となりました。

経費面では、人件費、物件費ともに減少したこと等により、前年比194百万円減少し、10,697百万円となりました。

以上によりコア業務純益は、前年比374百万円減少の2,958百万円となりました。

臨時損益は、不良債権処理額は、前年比2,752百万円増加し、3,861百万円となりました。また、株式関係損益は、減損処理を10,111百万円行ったこと等から、前年比10,571百万円減少し、△10,698百万円となりました。

この結果、経常損失は22,564百万円となり、当期純損益は、前年比19,570百万円減少し、18,800百万円の損失となりました。

[損益状況の推移(表2)] (単体) (単位：百万円)

	21年3月期		20年3月期	19年3月期
	実績	20年3月期比	実績	実績
業務粗利益	4,488	△10,516	15,004	14,969
〔コア業務粗利益〕	[13,655]	[△568]	[14,223]	[14,542]
資金利益	13,411	△454	13,865	14,148
役員取引等利益	240	△102	342	384
その他業務利益	△9,162	△9,957	795	437
(うち国債等関係損益)	(△9,166)	(△9,946)	(780)	(427)
経費	10,697	△194	10,891	10,877
(うち人件費)	(6,235)	(△209)	(6,444)	(6,367)
(うち物件費)	(3,972)	(△34)	(4,006)	(4,079)
一般貸倒引当金繰入額	611	321	290	△451
業務純益	△6,819	△10,641	3,822	4,544
〔コア業務純益〕	[2,958]	[△374]	[3,332]	[3,665]
臨時損益	△15,740	△13,702	△2,038	△2,464
(うち不良債権処理額)	(3,861)	(2,752)	(1,109)	(3,032)
株式関係損益	△10,698	△10,571	△127	1,418
経常利益	△22,564	△24,344	1,780	2,076
特別損益	△37	274	△311	△356
税引前当期純利益	△22,602	△24,070	1,468	1,720
法人税、住民税及び事業税	19	△699	718	20
法人税等調整額	△3,822	△3,803	△19	461
当期純利益	△18,800	△19,570	770	1,238

2. 経営改善にかかる数値目標の実績

(1) コア業務純益

平成21年3月期は、経費が計画を73百万円下回ったことを主要因としてコア業務純益は、計画を87百万円上回る2,958百万円となりました。

[コア業務純益の計画・実績(表3)]

(単位：百万円)

	20/3期 実績	20/9期 実績	計画 始期	21/3期				22/3期 計画	23/3期 計画
				計画	実績	計画比	始期比		
コア業務純益	3,332	1,530	2,934	2,871	2,958	+87	+24	3,701	4,427

※コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

(2) 業務粗利益経費率

平成21年3月期は、国債等債券損失が計画における見込みを250百万円下回ったことを主要因として業務粗利益は、計画を264百万円上回る4,488百万円となりました。

機械化関連費用を除く経費は、計画を49百万円下回り、その結果業務粗利益経費率は、計画を14.11ポイント下回る207.02%となりました。

[業務粗利益経費率の計画・実績(表5)]

(単位：百万円、%)

	20/3期 実績	20/9期 実績	計画 始期	21/3期				22/3期 計画	23/3期 計画
				計画	実績	計画比	始期比		
経費(機械化 関連費用除く)	9,448	4,730	9,201	9,342	9,293	△49	91	8,906	8,740
業務粗利益	15,004	2,706	3,355	4,224	4,488	264	1,133	14,169	14,822
業務粗利益 経費率	62.97	174.79	274.22	221.13	207.02	△14.11	△67.20	62.85	58.97

※業務粗利益経費率＝(経費－機械化関連費用)／業務粗利益

※機械化関連費用は、減価償却費、機械賃借料等を計上

※平成21年3月期は、国債等債券に係る減損処理を行ったため業務粗利益が大幅に低下

3. 経営の改善の目標を達成するための方策の進捗状況

(1) 経営の効率化

①収益力の強化

イ. 収益管理態勢の再構築

限られた経営資源のなかで、さらなる収益力の強化を図るためには、「選択と集中」による効率的な経営資源の活用が必要であり、これを行うためには、収益・コスト構造分析の高度化を図る必要があるとの認識のもと、収益管理態勢の再構築に向け「ABC原価計算」、「スプレッドバンキング」、「信用コスト」の管理会計を用いた収益管理システムを平成22年4月から導入することを決定しました。

現在、本格稼働に向けて、それぞれのシステムのベンダーと要件定義について、協議中であり、7月中旬までに終了する予定です。

本システムを本格稼働させることにより、各種経営戦略への活用を図るとともに、収益力の強化に努めてまいります。

ロ. 法人戦略

a. 中小企業向け融資の強化

中小企業向け融資は、平成20年9月末比5,856百万円の増加となりました。

増加要因は、緊急保証制度等の景気対策資金が幅広い業種で利用されたことがあげられます。特に、小売業についてはその利用が顕著となったことから、平成20年9月末比1,489百万円増加となりました。不動産業については、個人の資産運用マインドの高まりを背景に、賃貸を目的とした物件の融資が好調に推移したことから同597百万円増加となっています。

今後も、引き続き「地元鹿児島県の地域経済活性化への貢献」を果たすべく「中小企業向け融資の強化」に取り組んでまいります。

b. 中小企業の資金調達支援

○ミドルリスク・ミドルリターン市場の開拓

中小零細企業・個人事業主全般の資金需要にすばやく対応する融資手法として鹿児島県信用保証協会保証付融資(県・市制度融資含:以下保証付融資)を中心に推進した結果、保証付融資は、平成20年9月末比10,308百万円増加しました。また、審査期間の短縮及び小口貸出しの増強を目指しスコアリングモデルの新商品開発に取り組んでおり、平成21年度上期中の発売開始を検討しています。

○緊急保証制度融資の積極的な活用

緊急保証制度等の景気対策資金が幅広い業種で利用されたことから、保証付融資は平成20年9月末比10,308百万円増加しました。緊急保証制度については14,636百万円の増加となりましたが、特に、製造業、小売業、卸売業、建設業等の利用が顕著となっています。

今後も、現下の厳しい経済環境の中、資金需要はしばらく続くと考えられる

ことから積極的な対応を行ってまいります。

○中小企業資金供給手法の多様化

信用供与手法の多様化に向けた取り組みとして、私募債、PFI事業への参画、プロジェクトファイナンス、ABLへの取り組み等を行っています。特にABLについては、平成21年3月末現在、33件1,768百万円の実績となっています。

これまでのABL取り組み事例では、鹿児島県の主要産業である農業関連、仏具製造等の産業が多くなっていますが、今後も多種多様な資金ニーズへ柔軟に対応すべく、平成21年6月の機構改革により支店支援室を設置し推進体制を強化しています。

○投資銀行業務の取り組み

投資銀行業務の取り組みに向けても、平成21年6月の支店支援室の設置により組織を強化しています。特に、私募債、事業継承、M&A等についてアグレッシブに取り組める体制を構築していきます。

ハ. 個人戦略

a. 住宅ローンの強化

平成20年度下期は、急速な景気後退から、個人の住宅購入マインドにも陰りが見え、住宅不動産市況は厳しい状況となりました。

そうしたなか、住宅ローンについては平成20年10月「住宅ローンセンター」を鹿児島中央駅前に開設し「休日相談会」等を積極的に行ったこともあり、平成20年度下期の個人の住宅購入資金等の新規実行額は62億円となり、残高では573百万円増加しました。

b. アパートローンの強化

平成20年度下期中の個人のアパート建築資金等の新規実行額は60億円、残高では平成20年9月末比2,765百万円の増加となり、引き続き堅調に推移しています。

c. カードローンの強化

平成20年度下期は、平成20年9月末比では28百万円の微増となりました。これは急速な景気後退から個人消費マインドにも陰りが見え、借り控えに繋がったことによるものと考えています。今後については、幅広いお客様の多様なニーズに対応する為にコールセンター業務等を拡充し顧客基盤を拡大することで対応してまいります。

d. 個人預金の受入強化

平成20年度下期については、地元百貨店とタイアップしている商品「南七草

定期預金」の販売が好調で200億円を完売しました。しかしながら急速な景気後退による給与・賞与支給額の減少等を背景に、流動性預金が平成20年9月末比5,856百万円減少したことから、個人預金総体では5,445百万円の減少となりました。

今後については、お客様の多様なニーズにマッチした商品、喜ばれるサービスをタイムリーに提供していくことで、個人の安定した調達基盤をさらに盤石なものとしてまいります。

e. 非金利収入の拡大

平成20年度下期は、マーケット市況の低迷を背景に「貯蓄から投資へ」のトレンドが盛り上がり、金融商品の販売額は1,181百万円の実績にとどまりました。

今後の金融商品の販売状況については、マーケットの回復とともに好転していくものと考えていますが、多様化するお客様のニーズに応えるべく、商品ラインナップの充実を検討してまいります。また、「顧客接点の拡大」と「ゆっくりと相談できる窓口」を目指した「個人相談プラザ」を平成21年5月に開設する等、お客様のニーズに対してきめ細かく丁寧に対応できる体制を構築してまいります。

また、第3分野保険商品(がん保険と医療保険)についても平成21年度上期中の取り扱い開始を予定しており、多様化するニーズに対応してまいります。

②ローコスト体制の構築

イ. 従業員数について

〔従業員数の計画・実績(表5)〕

(単位:人)

	20/3末 実績	20/9末 実績	21/3末			22/3末 計画	23/3末 計画
			計画	実績	計画比		
期末従業員数	1,039	1,041	984	988	4	965	942
うち行員	802	813	783	777	△6	765	742
嘱託・パート	237	228	201	211	10	200	200

a. 計画的な採用の実施と出向先の拡大

採用は、ほぼ計画どおりの33名の実績となりました。今後も計画に沿って、質の高い採用活動を継続してまいります。一方、出向は計画に対し、3名不足する結果となりました。

従業員数総体としては、嘱託・パート数が計画を若干上回ったものの、行員数が計画比6名減少したことから平成21年3月末は、ほぼ計画通りの期末従業員数となりました。

b. 従業員の配置見直しと嘱託・パート職の戦力化

従業員配置については、平成21年6月実施の本部機構改革にあわせて、人事異動

により見直しを進めています。

嘱託・パートの戦力化に向けて、テラー・出納研修をインターバルにて継続的に実施し延べ83名参加しました。さらに、コンプライアンスの徹底と業務資格習得の重要性を指導し、40名が新たに証券外務員、生命保険募集人、損害保険募集人等の業務資格を取得しました。これにより、平成21年度に予定しているテラーへの業務転換の基礎固めができたものと考えます。

また、余剰となったテラー・出納担当の行員を営業部門に配置することにより、営業体制を強化してまいります。

ロ. 人件費の削減

〔人件費の計画・実績（表6）〕

（単位：百万円）

	20/3期 実績	21/3期			22/3期 計画	23/3期 計画
		計画	実績	計画比		
人 件 費	6,443	6,262	6,241	△21	5,887	5,747
給 与	3,795	3,703	3,681	△22	3,499	3,359
賞 与	1,038	927	925	△2	854	854
そ の 他	1,610	1,632	1,635	3	1,534	1,534

a. 給与総額・賞与水準の見直し

定年退職・準定年化（専任行員）が進み、人員及び人件費が減少するとともに、賞与の支給水準の見直し等により、人件費は計画比21百万円下回りました。

また、平成20年8月に開始したパソコン利用時間制限により、時間外手当も前年比45百万円削減され、業務効率化の進捗とともに相乗効果が得られました。

〔時間外手当の実績（表7）〕

（単位：百万円）

	20/3期 実績	20/9期 実績	21/3期 実績
時 間 外 手 当	251	112	206

b. メリハリある人事考課、人事諸制度の構築

総合考課、賞与査定時に適正な人事考課を実施しています。

今後においても、公正な人事考課がなされるよう管理者研修にて考課者訓練を継続して実施します。

在籍年数で昇格する自動昇格制度の見直しについては、1年間の猶予期間後の平成22年4月1日より実施します。

c. 役員報酬の見直し

役員報酬は、従来から削減に努めておりますが、平成21年6月の定時株主総会において役員数を2名削減しました。これにより報酬総額は減少します。

ハ. 物件費の節減

[物件費の計画・実績(表8)]

(単位:百万円)

	20/3期 実績	20/9期 実績	21/3期			22/3期 計画	23/3期 計画
			計画	実績	計画比		
物件費	4,006	1,972	4,069	3,972	△96	4,133	4,199

物件費は、従来から節減を図ってきておりますが、平成21年3月期は、投資の抑制、事務費・保全費等の節減により計画を96百万円下回りました。平成21年度は、機械化関連投資、リスク・収益管理体制の強化及びお客様の利便性の向上に向けての投資等により物件費は増加しますが、今後も保守費等を中心に、支出額の妥当性・必要性等について検証を行い、ローコスト体制の構築に取り組んでまいります。

③経営資源の再配置

イ. 本部機構改革

当行は、これまで本部を11部2室1事務所10課21グループに分けて運営していましたが、本部組織をスリム化し効率的な業務執行態勢とすることを目的に、8部3室1事務所26グループ1センターとする機構改革を平成21年6月26日付けで実施しました。

これにより余剰となった本部人員を営業部門に配置し、営業体制を強化してまいります。

ロ. 店舗の再配置

現状において非効率的な営業体制となっている店舗のなかで、今後収益性の回復見込みが乏しい店舗については、預金取り扱いのみとした特化型店舗等への移行や他店舗との統廃合を進めてまいります。

一方、鹿児島県内において、当行店舗網の空白地区及び成長性が見込める地域には、年間1~2ヶ店程度の積極的な出店を行ってまいります。

ハ. 店舗エリア制導入

鹿児島市内店舗において、戦略的営業体制の確立と業務効率化の実現を目的とした店舗エリア制の導入を検討しております。平成21年2月には、鹿児島市内西地区で中央支店を中心とした「中央エリア」を導入し、営業エリア制を試行しております。この試行結果を分析の後、平成21年9月末までに店舗エリア制の本格導入については是非を判断する予定です。

二. その他

従業員の管理業務の負担を軽減し営業活動へより傾注すべく、債権の管理業務を本部で集中して行う体制を平成21年5月よりスタートしました。

今後も、個人ローンの督促業務、用度品管理業務等についても費用対効果、想定されるリスク等を十分に考慮のうえ、業務の外部委託を進めてまいります。

(2) 資産の健全化

①不良資産改善への方策

イ. 再生支援の基本的な考え方

a. 要管理先

要管理先の再生支援は、原則として自助努力により正常化を目指すこととし、経営改善に向けたアドバイスを実施しています。再生支援の判断条件を考慮した上で、実現性の高い抜本的な経営改善計画の策定を指導しています。

b. 破綻懸念先

再生支援の基本的な考え方は要管理先と同様の対応としています。取引先の実態・財務内容・要因分析等考慮し、事業再生が可能と判断される取引先については、正常化に向けた支援活動を実施しています。

ロ. 再生支援の条件

再生支援の見極めは、再生に対する債務者の意欲・能力等を考慮し、財務・事業のデューデリにより、今後、事業再生の可能性や地域経済に与える影響、中小企業再生支援協議会等の活用の有用性等を総合的に勘案し、判断しています。

ハ. 再生支援計画の策定

再生支援の対象先には、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の策定を指導しています。又、必要に応じ中小企業診断士、公認会計士等の専門家の指導を仰ぎ、再生計画の作成支援を実施しています。その後、債務者との定期的なモニタリングにより、経営改善計画の進捗状況を把握し、進捗状況が芳しくない場合の改善策の提案等、中間管理の強化によるフォローアップを実施しています。

a. 自助努力による再生

自助努力による再生可能な取引先には、取引先との面談を重視し、今後、経営の戦略、数値目標を設定し、合理的かつ具体的な経営改善計画の策定を指導しています。

b. 銀行支援

銀行支援による再生支援取引先には、財務・事業の内容及び現状を分析し、基本支援方針を決定しています。基本支援方針決定後は、合理的かつ具体的な実現性の高い抜本的な経営改善計画を策定しています。

二. 再生支援の実施

再生支援対象先には、外部コンサルタントや中小企業再生支援協議会、公認会計士等と連携し、合理的で実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の策定を指導しています。また、外部コンサルタントとの個別案件の再生支援のアドバイスや意見交換、勉強会の実施により行員のスキルアップを図っております。事業再生が可能な

取引先には、債権放棄やDDS、DES等の踏み込んだ金融支援を実施しています。再生支援先の状況によっては人材を派遣し、直接指導を実施する等それぞれの状況に応じた再生支援を実施しています。

②早期オフバランス化への方策

実質破綻先、破綻先には、個別案件毎に最終処理のスケジュールを決め、任意売却や法的措置を含めた早期回収の強化、債権譲渡の実施促進を図っています。

また、従来通り無担保債権のみならず、有担保債権も含めてオフバランス化を進めていく計画です。

なお、計画期間中20億円のオフバランス化を計画しており、平成20年度下期の実績は248百万円です。

イ. 法的措置を含めた回収の強化

担保不動産は、期限を明確に定め任意売却を促進するとともに、不動産競売申立を実行しています。また、物上代位に基づく債権差押も実施し、回収を図っております。

ロ. バルクセールの活用

実質破綻先、破綻先の債権譲渡については、特段の事情のあるものを除き、地域経済への影響を考慮したうえでバルクセールを積極的に活用しています。バルクセールについては従来どおり入札方式を採用し、無担保債権は一括入札、有担保債権は個別入札とし、実施しています。

大口債権は、個別案件毎に数社の見積りを取りながら、最終処理の方策を検討し回収の極大化に努めていきます。

[金融再生法開示債権比率の状況(表9)](単体) (単位:百万円)

	21年3月末			20年3月末	19年3月末
	実績	20年3月末比	19年3月末比	実績	実績
金融再生法開示債権	22,345	1,148	169	21,197	22,176
総与信	494,862	10,823	16,814	484,039	478,048
金融再生法開示債権比率	4.51%	0.14%	△0.12%	4.37%	4.63%

4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

責任ある経営体制の確立に向けて、取締役の役割と責任をより明確にするために、平成21年6月の定時株主総会において役員数を2名削減し、迅速な業務執行とそれに伴う成果を求める体制としました。

また、経営に対する評価の客観性を確保するために、第三者により構成する「経営評価委員会」を平成21年6月に設置しました。

監査役については、引き続き社外監査役3名を含む4名体制とし、監査役機能の強化に努めています。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

①市場リスク管理に関する事項

市場リスクについては、経営に重大な影響を与えるリスクであることを強く認識しており、経営の関与を強めるとともに、市場リスク管理体制の強化に努めています。

イ. 有価証券の日々の市場リスク管理をポジション残高、評価損益、実現損益等で行うため、日次作成の市場リスク管理表等にてリスク統括部署、監査部門へ報告するよう見直しを実施しました。平成21年4月以降はさらに、ウォッチングポイントに抵触するものについても、速やかにリスク統括部署を経由のうえ担当役員に報告する体制とし、牽制体制強化のため、これまで以上にリスク統括部署の関与を高めています。

ロ. 損失限度額は、経営体力の範囲内にリスクを抑制するために、経営強化計画に掲げた有価証券利息配当金をベースに、経営体力の範囲内にコントロールするようにしました。この限度枠管理の運用を厳格に行うため、ALM委員会（毎月実施）にポジション枠、リスク限度枠、損失限度枠の状況を報告しています。

ハ. 有価証券運用は、平成20年12月に「有価証券運用基準」の改訂を行い1取引当たりの運用権限の見直し等を実施し、リスク分散を図るとともに、市場リスクの抑制に努めています。

有価証券の日々の市場リスク管理の徹底を行い、その上で国債等を中心により安全性と流動性を重要視した運用に努めています。

②与信リスク管理に関する事項

「融資の基本姿勢（クレジットポリシー）」及び「信用リスク管理基準」を基本として全行員が融資取り組みを行うよう、各種行内研修等での周知徹底を図っています。また、大口先等の取組方針については貸出合同審議会、融資取組方針検討会等で個別のモニタリングを増加させ、本支店一体となった管理強化を行っています。

信用リスク計量化については、格付自己査定システムと連携した「信用リスク計量化システム」の本格稼働（平成21年11月予定）に向け、現在、ベンダーとシステムの要件定義を行っています。稼働後はリスク量算出の一層の精緻化を図るとともに分析能力の向上を図っていきます。貸出金ポートフォリオのモニタリング手法を多様化することで信用リスク管理の精度向上を図っていきます。

中小企業者向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置として、既に自己査定基準の見直しは実施済みですが、全行員が改正の主旨と運用基準の改正内容を完全に理解できるよう各種本部研修や審査役臨店時等において勉強会を実施し、周知徹底を図っています。また、緊急特別保証制度等の状況報告を毎月、ALM委員会へ報告する等、中小企業者の資金繰り円滑化の状況を定期的にモニタリングしています。

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

当行は、これまで法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンスの実現に取り組んできました。

具体的には、法令等遵守態勢を強化するため、頭取が委員長を務めるコンプライアンス委員会を毎月開催し、経営の立場から、コンプライアンスに関する諸事項の実施状況や問題点、課題などを協議・検討し、意思決定の必要なものについては取締役会に報告しています。

主な重点施策は、各種研修にコンプライアンス研修講座を設定し、支店長研修から新入行員研修まで、役員が講師を務めるなど経営陣自ら率先して法令等遵守態勢の強化に取り組んでいるほか、全職員が参加する全店統一コンプライアンス勉強会を毎月開催し、喫緊の課題や改正ルールなどについて学習等しています。

また、内部監査部門及び監査役との有機的な連携によるモニタリングもあわせて実施し、法令遵守態勢の更なる強化を図っていきます。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

経営に対する評価の客観性確保のために、弁護士、大学教授、企業経営者にて構成する「経営評価委員会」を平成21年6月に設置しました。今後、半期に1回程度定期的で開催される同委員会が、当行の経営戦略及び方針に対する客観的な評価・助言を取締役会に行うことで、経営に対する評価の客観性確保と牽制機能の強化を図っていきます。

(5) 情報開示の充実のための方策

① 四半期情報開示の充実

四半期の財務・業績情報は、取引所への適時開示のほか、プレスリリース、ホームページへの掲載等により適時適切な開示を行っています。

今後もグループ会社を含めた開示体制の更なる充実を図り、迅速かつ質の高い情報開示に取り組んでいきます。

② 部門別の損益に関する情報開示の充実

平成22年4月から本格稼動予定の収益管理システムにより、部門・拠点・商品別等の多角的な収益状況の分析評価を実施し、ディスクロージャー誌、ホームページ掲載等によって更なる情報開示の充実を図っていきます。

③主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示の充実

当行は地域に根ざした銀行として、地域経済活性化のための事業や文化活動の支援、ボランティア活動、環境問題にも積極的に取り組んでいます。こうした活動状況はホームページやディスクロージャー誌等で開示しています。

今後も引き続き、開示内容の充実を図るとともに、情報開示を通じた利用者の評価を各業務に適切に反映させていきます。

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模事業者に対する信用供与の残高の総資産に占める割合

[中小規模事業者等に対する信用供与の計画・実績(表16)]

(単位：億円、%)

	20/3期 実績	20/9期 実績 (始期)	21/3期				22/3期 計画	23/3期 計画
			計画	実績	計画比	始期比		
中小規模事業者等向け貸出残高	2,425	2,435	2,501	2,494	△7	58	2,578	2,649
総資産	6,594	6,503	6,437	6,397	△39	△106	6,524	6,616
総資産に対する比率	36.77	37.45	38.85	38.98	0.13	1.53	39.51	40.04

(注)「中小規模事業者等」は、中小企業者をいう。

中小規模事業者に対する貸出金残高は、緊急保証制度等を積極的に活用したことや、賃貸を目的とした物件の融資が好調に推移したことから、始期より58億円増加しましたが、景気悪化の影響から年度末にかけて製造業や運輸業等の業種において短期運転資金の利用が減少したことより、計画を7億円下回りました。

なお、総資産に占める割合については38.98%と計画を上回りました。

参考：中小企業等貸出比率

(単位：億円、%)

	20/3期 実績	20/9期 実績	21/3期 実績	22/3期 計画	23/3期 計画
中小企業等向け貸出残高	4,435	4,480	4,501	4,676	4,786
総資産に対する比率	67.25	68.89	70.36	71.67	72.33

(2) 信用供与円滑化のための方策の進捗状況

信用供与の実施体制の整備

地域密着型金融推進計画に基づき、業種別に担当審査役を配置し、目利き能力強化に努めるとともに、営業店への研修会の実施や、取り組みの事例等を営業店向けニュースとして発信し、全体の目利き能力向上を図りました。

中小規模事業者等に対する信用供与の計画の実施状況については、ALM委員会で履行状況をモニタリングできる実施体制を整備しました。また、導入を予定していた電子稟議システムについては、平成21年5月より本格稼働し、取引先の情報・ニーズ等を的確に把握の上、きめ細かいタイムリーなサービスが提供できる体制としました。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済活性化に資する方策

[経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合(表17)]

(単位：先)

	20/3期 実績	20/9期 実績 (始期)	21/3期				21/3期通期		
			計画	実績	計画比	始期比	計画	実績	対比
創業・新事業	81	30	25	29	4	△1	55	59	4
経営相談	16	13	10	13	3	0	13	13	0
事業再生	2	3	5	5	0	2	7	7	0
事業承継	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担保・保証	168	42	48	68	20	26	90	110	20
合計	267	88	88	115	27	27	165	189	24
取引先総数	8,545	8,460	8,451	8,391	△60	△69	8,451	8,391	△60
比率	3.12%	1.04%	1.04%	1.37%	0.33%	0.33%	1.95%	2.25%	0.30%

	21/9期 計画	22/3期 計画	22/3期 通期計画	22/9期 計画	23/3期 計画	23/3期 通期計画
創業・新事業	20	25	45	20	25	45
経営相談	10	10	10	10	10	10
事業再生	2	2	4	2	2	4
事業承継	0	0	0	0	0	0
担保・保証	58	58	116	63	63	126
合計	90	95	175	95	100	185
取引先総数	8,501	8,551	8,551	8,601	8,651	8,651
比率	1.05%	1.11%	2.04%	1.10%	1.15%	2.13%

※経営相談・事業再生は通期での取組みとしており、通期の件数は上期下期の合計と一致しない。

経営改善支援等の先数は、創業・新事業支援、担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだことから、通期計画を24先上回りました。取引先総数に占める割合も、通期計画を0.30%上回る2.25%の実績となりました。

①創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化

担当審査役を配置し取り組みを行っており、鹿児島県・鹿児島市の創業支援制度の活用や政府系金融機関及び信用保証協会との連携強化による協調融資等を行い、平成20年度下期29件の取り組み実績となりました。

②経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化

取引先企業に対する経営相談及び支援機能の強化の観点から、本部支援室管理先、営業店管理先の取引先を選定しております。取引先のなかで、大口管理先については本部支援室が中心となり、その他の営業店管理先は営業店が中心となり、経営に関する

る相談・アドバイス等を実施しております。それぞれの企業の課題を把握したうえで、本部・営業店が連携し、支援活動を実施しております。

③早期の事業再生に資する方策

本部支援室管理先は、当行メイン先、準メイン先を中心に、当行からの経営改善支援を積極的に行うことで、事業再生が可能と判断される取引先を選定し、早期事業再生支援活動を実施しております。

また、人材の派遣が必要と判断される取引先には前向きな検討を行うほか、過剰債務の状態にあるものの、キャッシュフローを確保でき事業再生が可能と判断される取引先には、DDS、DES等の踏み込んだ金融支援を実施しております。さらに、中小企業再生支援協議会との連携は、メイン活動の一つと位置付けており、今後も引き続き積極的に活用し、取引先の早期事業再生支援を実施していきます。

④担保・保証に過度に依存しない融資

スコアリングモデルを活用した商品（いっき）やABL等への積極的な取り組みにより、中小規模の事業者に対する円滑な資金供給を図っています。平成20年度下期68件の取組実績となりました。

6. 剰余金の処分の方針

配当、役員に対する報酬及び賞与についての方針

従来から役員報酬の削減に努めるなど、社外流出を抑制しているところではあります。平成21年6月の定時株主総会において役員数を2名削減したことから、更に報酬総額は減少します。

普通株式の配当については、平成21年3月期は無配としました。

平成21年3月期に生じた繰越欠損金は、平成21年6月の定時株主総会において資本準備金の取り崩しにより解消しました。

今後、役職員一丸となって本計画の達成に向けて全力で取り組むことにより、所定の安定した配当を実施していく方針です。

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営強化計画の適切な運営管理に向けた活動

経営強化計画の着実な達成を図るために、平成21年4月から正式稼動した取締役、監査役及び各部長で構成する「ALM委員会」並びに従来より定時開催していた「リスク管理委員会」において、月次で計画の進捗管理を行っております。また、重要事項については、毎月の定例取締役会の場で協議・検討のうえ迅速に対処してまいります。

(2) 経営の透明性確保

株主、お客様及び地域社会の皆様には、より当行の経営に対する理解を深めていただくために、今後も適時適切な情報開示を行うことで経営の透明性を確保してまいります。

(3) 内部監査態勢の強化

①内部監査部門の態勢整備

業務の複雑化、高度化に伴い、当該業務を十分検証できるだけの専門性や必要な知識を取得すべく外部研修に参加させる等人材の育成を行っております。

また、監査で把握した問題点については原因等の分析を行い、取締役会に報告するとともに、その改善状況についても定期的にフォローアップし、取締役会に報告する等、態勢の強化に努めています。

②監査役との連携

内部監査部門である業務監査部は、監査役に平成20年度下期の監査結果及び内部監査の品質評価を報告するとともに、意見交換のうえ平成21年度上期監査計画を策定しています。また、監査指摘事項のフォローアップについても監査役に報告し、協力体制を強めています。

③監査法人との連携

平成21年3月に実施した自己査定検討会をはじめ、財務報告に係る内部統制の有効性評価の監査手続きや評価結果について協議・検討を行う等、適宜、監査法人と連携を図り、内部監査の質の向上に努めています。

(4) リスク管理態勢の強化

①市場リスクへの厳格な対応

市場リスク管理に関する基本的事項は「市場リスク管理基準」及び「市場リスク管理細則」に定めて、リスク管理を行っております。

具体的には日次ベースで市場リスク管理表等にて管理を行っており、市場リスク管理部署内における相互牽制に加えて、リスク統括部署による牽制体制を構築しています。

有価証券に係る市場リスク量については、VaR法による管理に加えて、急激な市場環境の変化も想定したストレステストを実施し、ALM委員会に報告しています。また、損失限度額等のアラームポイントの抵触に際しては、速やかにリスク統括部署を

経由のうえ担当役員に報告する体制としており、牽制の強化を図っています。引き続き当行の経営体力の範囲内でのリスクテイクとしていきます。

②流動性リスクへの対応

流動性確保に向けては、万全の資金繰り対策を講じ、第一線準備量の確保に努めています。資金繰り状況は日次にて経営陣へ報告し、流動性リスクの状況は月次で「ALM委員会」に報告を行うことにより、管理体制の強化を図っています。

③信用リスクへの対応

貸出合同審議会、融資取組方針検討会等で個社別のモニタリングを増加させ、信用リスク管理の強化に努めており、「ALM委員会」においても月次での貸出金ポートフォリオの状況を確認し、リスク分散につなげています。

今後は、平成21年11月本格稼働予定の「信用リスク計量化システム」によりリスク量を精緻化するとともに、貸出金ポートフォリオのモニタリング手法の多様化、分析能力の向上により信用リスク管理の更なる強化を図っていきます。

④オペレーショナルリスクへの対応

オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外世的事象が生起することから生じるリスク」と定義し、具体的には、事務リスク、システムリスク、法務リスク、イベントリスク及びレピュテーションリスクを管理しています。

顕在化した事象は、平成19年7月以降、事務ミス発生の都度、営業店から報告を取りデータ蓄積しており、この事務ミスデータの過去6ヵ月分を分析した結果をリスク管理委員会に期1回報告しています。

また、顕在化していない事象は、マンパワーを出来る限り最小限に抑制しながらCSA（＝コントロール・セルフ・アセスメント）等のリスク洗出しが可能な検討しています。

⑤統合リスク管理態勢の構築

統合リスク管理は、当行の健全性を確保するとともに収益性や効率性の向上を目指すものであり、平成19年4月に総合企画部内にリスク統括グループを発足させ、この態勢の構築に向けて取り組んでいます。

具体的にはVaR法にて計測した信用リスク、市場リスク、基礎的手法にて算定したオペレーショナルリスクを単純合算したのから自己資本を除いた想定自己資本比率を算定し、自己資本対比リスク量の状況を毎月算定しているほか、四半期毎に自己資本充実度を評価し、これをALM委員会に報告しています。

また、資本配賦運営は、平成21年4月から本格施行する予定でしたが、信用リスク計量化システム導入を平成21年11月としたことから、同システムの稼働後の、平成22年度以降において本格施行することとしました。

今後も各リスク計量の精緻化を図りつつ、リスク調整後収益指標等の活用により、リスク・リターンの適正化に努めていきます。